

## 第5章 不拡散戦略の新展開 PSIとCSIを中心にして

山本 武彦

### 1. ブッシュ政権下の不拡散戦略の新展開 9・11事件以後

#### (1) ブッシュ政権による拡散阻止戦略導入に至る経緯

2001年1月に発足したブッシュ（George W. Bush）政権はクリントン（Bill J. Clinton）政権の世界戦略の骨格を継承しつつも、共和党政権として民主党政権とは色合いの異なった新戦略の追求を表明した。それは3C政策とも呼ばれる、次のような内容からなっていた。すなわち、

拡散対抗（counter-proliferation）、反テロリズム（counter-terrorism）、反中国（counter-China）の三つのCを頭文字とする基本戦略がそれである。反中国政策は、中国を戦略的競争相手（strategic competitor）と位置づけ、クリントン政権の推進した建設的関与（constructive engagement）の政策とは対照的に中国を明示的にライバル視するものであった。それは、2001年4月に発生した海南島近くにおける米軍機と中国空軍機の接触事件で一挙にクローズアップされ、ブッシュ政権の世界戦略が中国に焦点が合わされるかの予感を抱かしめたのである。しかし、それを一変させたのが9・11同時多発事件であった。

9・11事件以後、中国がブッシュ政権の標榜する反テロリズムの国際戦略を支持する側についていたことで、ブッシュ政権発足当初の3C政策から反中国がすっぽりと抜け落ち、少なくとも表面的には2C政策に収斂されていく。それを際立たせることとなったのが、先制攻撃ドクトリンと拡散対抗（拡散阻止）政策の推進をうたった2002年9月17日の「合衆国の国家安全保障戦略（The National Security Strategy of the United States of America）」<sup>1</sup>の発表であった。この新戦略において、ブッシュ大統領は対テロ戦争を推進する意図を鮮明に打ち出すとともに、テロリズムの浸透に直接的、間接的に係わる国家に対して先制攻撃をいとわず、同時に積極的拡散対抗の戦略を推進することを宣言したのである。このなかで表明された積極的拡散対抗とは、大量破壊兵器（WMD）の「ならず者国家」やテロリスト集団への拡散・移転を阻止することを意味しており、兵器そのものの拡散はもとよりWMDの製造に必要な物資・技術・知識の移転を阻止することを目的としている。この戦略をさらに一步踏み込んで具体的な対応策を盛り

---

<sup>1</sup> 全文は、see, <<http://www.whitehouse.gov/nsc/nss.html>>. なお、このブッシュ・ドクトリンで明らかにされた先制攻撃ドクトリンの考え方そのものは、ブッシュ政権によって初めて打ち出されたものではなく、冷戦時代からアメリカの戦略思想に深く根付いてきた考え方であり、予防攻撃ドクトリンとセットになった思想である。この点、see, Michael E. O'Hanlon, et.al., "The New National Security Strategy and Preemption," *Global Politics: Policy Brief*, (Washington DC.,) December 2002 <<http://www.brook.edu/comm/policybriefs/pb113.htm>>.

込んだのが、同年12月に公表された「大量破壊兵器と戦うための国家戦略 (National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction) である<sup>2</sup>。

この戦略で強調されたのは、(1) 拡散防止体制の強化と(2) 拡散対抗措置の強化であり、9月に発表された「合衆国の国家安全保障戦略」に流れる基本思想を政策指針として具体化したものであった。まず、拡散防止体制の強化策として不拡散外交のさらなる推進と既存のWMD不拡散に係わる多国間体制の強化策として、核不拡散条約(NPT)全加盟国による国際原子力機関(IAEA)の査察に関する追加議定書の調印と批准の促進を通じてIAEAの査察体制を強化すること、および輸出管理体制である原子力供給国グループ(NSG)とザンガー委員会の強化、化学兵器禁止条約(CWC)体制と生物・毒素兵器禁止条約(BWC)体制の強化に向けた組織的かつ建設的な取り組みと輸出管理体制としてのオーストラリア・グループ(AG)の強化を図ること、「弾道ミサイルの拡散に対抗するためのハーグ行動規範(正式名称はHague Code of Conduct Against Ballistic Missile Proliferation、略称はHague Code of Conduct: HCOC)」を国際社会が推進することなど、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)の強化をはかることが謳われた。

さらにこれと連動させる形で、拡散対抗措置の推進が提起され、拡散・移転の阻止(interdiction)と先制攻撃をも視野に入れた抑止と脅威の軽減措置の追求が言及されたのである。拡散阻止構想(Proliferation Security Initiative: PSI)がこの政策指針から導き出された具体策であることはいうまでもない。この政策指針のなかで、「効果的な阻止は、WMDとその運搬手段に立ち向かうアメリカの戦略の中核的部分である。われわれはWMD関連物資、技術および専門知識の敵対国家やテロ組織への移転を防止するために、われわれの軍部、情報、技術および法執行共同体の能力を強化しなければならない」とうたったブッシュ政権は、9・11事件後のアメリカの対テロ戦争の推進とセットになった国土安全保障(homeland security)体制の構築に本格的に着手することとなる。この戦略が公表される前に、ブッシュ政権は後述するコンテナ安全保障構想(Container Security Initiative: CSI)を開始し、アメリカ向けのWMD関連輸入物資・技術の水際の阻止戦略を展開していたが、この政策指針が発表されてからPSIとCSIを車の両輪とする不拡散体制と反テロリズム体制強化戦略が本格化することとなった。

---

<sup>2</sup> 全文は、see, <<http://www.whitehouse.gov/nsc/nss.pdf/>>.

## (2) ブッシュ政権の不拡散戦略を規定する基本思想

こうしてブッシュ政権の不拡散体制強化戦略の全体像が明らかになったが、クリントン政権までの不拡散戦略を大きく踏み出し、公海上での臨検措置をいともわかないPSIをなぜ追求するようになったのであろうか。PSIやCSIの内容を点検する前の作業として、これらの不拡散戦略の底流に流れるアメリカ外交の伝統的な思想とは何かについて若干の考察を試みてみよう。

20世紀に入るまでのアメリカ外交を規定する思想は、新大陸への欧州の権力政治的介入を排除すると同時に西欧国家体系における権力政治にも関与しないという、いわゆる孤立主義のドクトリンであった。このドクトリンを大きく修正したのがウッドロー・ウイルソン (Woodrow Wilson) 大統領による第一次世界大戦への参戦決定であった。ドイツなどの専制主義体制をとる三国同盟に対して民主主義擁護の大義を掲げて参戦を決定したウイルソン大統領が、アメリカ国民を動員するための精神的テコとして用いた正統性原理こそ、民主主義の概念であり、この概念と対極にある専制主義を病原菌に見立て、これを除去することにアメリカの新しい使命を見出したのである。20世紀のアメリカ外交はウイルソンの理想主義的外交理念を嚆矢として、両大戦間の孤立主義の一時期を除いて国際政治の主役の座を占め続けながら善悪二元論的なアプローチを軸にした外交を展開していった。

フランクリン・ローズベルト (Franklin D. Roosevelt) 大統領がナチス・ドイツに代表されるファシズム浸透の潮流を、民主主義に対する挑戦と受け止め、全体主義を病原菌と見立ててこれを隔離する必要性を再三強調したのも、このような二元論を受け継ぐアプローチであった。ローズベルト大統領の「防疫 (quarantine)」演説に流れる民主主義擁護の論理は、ウイルソンの外交思想を反映したものにほかならない。全体主義に対する民主主義擁護の思想は、アメリカ国民を精神的に総動員するための精神的統合のシンボルとなったのである。第二次世界大戦後、ドイツに代わってソ連を筆頭とする国際共産主義陣営が新たな全体主義の対抗シンボルとなり、およそ半世紀に及ぶ冷戦の時代に「防疫」の対象として「封じ込め」戦略の要に据えられていく。1962年のキューバ危機に際して、カリブ海でキューバに向かうソ連の貨物船に対する公海上での臨検 (quarantine) をも辞さないという瀬戸際政策を展開したケネディ (John F. Kennedy) 政権の外交思想にも、その一端を垣間見ることができよう。

それでは冷戦終結後のアメリカ外交にとって、国際共産主義に代わる新たな病原菌とは何か。それは国際安全保障とアメリカの国家安全保障にとって脅威となって浮上した、「ならず者国家」とテロリスト集団であることはいうまでもない。むしろ、冷戦時代でもキューバ、イラン、リビアなどがアメリカの国家安全保障上の脅威であったが、ソ連の脅威に比較すると第二義的な脅威にすぎなかった。冷戦の終結とソ連・東欧体制の崩壊に伴って、脅威の源泉が逆転した

のである。

クリントン政権時代の1993年にイエメン向けに航行中の中国の貨物船「銀河号」を追跡し、臨検措置を実施しようとして中国との間で外交論争に発展した事件も、「ならず者」国家へのWMD関連物資の移転阻止を図った結果起こったものであった。9・11事件以後のブッシュ政権による不拡散戦略の強化策は、突如として沸き起こった新戦略というよりは、ウイルソン時代に始まった病原菌に対する「防疫」思想を、世紀をまたぐ形で継承したものにすぎないことが分かる。防疫にせよ、臨検にせよ、日本語表現の違いはあれ、PSIやCSIに通底する外交思想は一種の予防外交の思想にほかならず、quarantine 戦略とも形容すべき外交思想なのである。

ただ、ブッシュ政権の不拡散戦略は、こうした20世紀初期以来のアメリカ外交に根付いた思想に「先制」概念を付与している点で従来のquarantine戦略よりも積極的に踏み込んだ印象を与えずにはおかない。ある意味で、先制攻撃概念と拡散阻止概念との結合はブッシュ政権の外交思想の新奇さを浮き彫りにしており、ここでもブッシュ政権の世界戦略形成に強い影響を与えている新保守主義（neo-conservative）のイデオロギー的色彩を読み取ることができる。このことは、ウォロフオヴィッツ（Paul Wolfowitz）国防副長官やボルトン（John R. Bolton）国務次官など、不拡散に係わる政権内部のネオコン人脈の広がりや、共和党系シンクタンクや、レーガン政権期に超技術タカ派（super technology hawk）と呼ばれたりリチャード・パール（Richard Perle）元国防次官補など、なうてのネオコン系イデオログ達との横断的リンクを一瞥すれば、容易に理解できよう<sup>3</sup>。

## 2. 拡散防止構想（PSI）の発進とその展開

### （1） PSI提案と多国間協調枠組みの構築

この思想を対外政策面で適用したのが、2003年5月31日にブッシュ大統領がポーランドのクラコフでの演説で行った提案であり、それはアメリカを含む11カ国によるWMD関連物資の拡散阻止のための共同措置の検討を求めるものであった。11カ国は米国、英国、日本、豪州、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、ポーランド、ポルトガルからなる。この提案を受けて6月11日に11カ国が参加して第1回会合がマドリードで開かれ<sup>4</sup>、次いで7月9、10日

---

<sup>3</sup> パールとデイヴィッド・フラム（David Frum）との近著は、ネオコンのこの問題に関する思想を最も鮮明に示している。See, David Frum and Richard Perle, *An End to Evil: How to Win the War on Terror*, (New York: Random House), 2004.

<sup>4</sup> 第1回会合で達成された合意を「マドリード・イニシアティブ」と呼ぶ。See, *Proliferation Security Initiative*, <<http://www.globalsecurity.org/military/ops/psi.htm>>.

に豪州のブリスベーンで第2回会合が開かれたのに続き、7月30日にはイギリスのヘンロー空軍基地でオペレーション専門家会合、9月3、4日に第3回会合がパリで、第4回会合が10月9、10日にロンドンで、そして第5回会合が2004年3月初旬に予定される、という具合に矢継ぎ早の展開を見せたのである。

それでは、不拡散戦略の目指す目標とは何か。それは、「ならず者」国家やテロリスト集団にWMD関連物資や技術、知識が移転することを阻止することを基本目的としており、これらの物資・技術・知識が海上、陸上、航空機によって運搬されることを予防的に阻止するために上記11カ国による多国間の協力体制を構築することで実効性を確保することにある。通信・輸送手段の未曾有の発展と国際交易のグローバルな展開を考慮に入れれば、アメリカ一国でこのような阻止戦略を進めることは不可能であり、既存の不拡散型の多国間輸出管理レジームと結びついた形で多国間協力のサブ・レジームを構築することは避けられない選択と見てよい。レジームを構築するにはレジームの規範や原則、ルールなどが不可欠である。その要件ともいうべき規範となったのが、パリでの第3回会合で採択された(2003年9月3日)「拡散阻止原則宣言(Statement of Interdiction Principles)」であった(以下、パリ宣言と略称。なお、宣言の要旨とPSIのための阻止原則については末尾の資料を参照)。

この宣言に盛り込まれた規範に基づいて、PSI実施のための総則ともいうべき阻止原則が採択されたが、当時から内外で議論になったのは拡散懸念国等への(からの)WMD関連物資を運搬している他国籍船舶への公海上での臨検措置が国際法上、合法性を持ちうるか否かという論点であった。しかし、ブッシュ政権の提起したテロ後の不拡散体制強化に向けた提案は、参加11か国からこの点に関する掘り下げた問題提起がなされることもなく、採択されたのである。しかも、パリ宣言が採択された後に50カ国以上の国々がこの宣言に支持を表明したとされる<sup>5</sup>。大量破壊兵器の拡散の脅威に対して、国際社会がいかに神経を尖らせているかが分かる。

一方、阻止原則を実践するには、グローバルに広がった交易ルートに情報収集と監視の目を行き届かせ、同時に臨検実施のための多国間協力を実質化させる必要がある。そのためのオペレーションが実践されることとなった。10回の海、陸、空でのPSI訓練を行うことが合意され、2003年11月末段階で4回の訓練が実施された。たとえば、2003年9月12、13日にオーストラリアが宿主国になってコラル海で最初の海上臨検訓練(Pacific Protector)が行われ、わが国からは海上保安庁が参加した。次いで10月8日にはイギリスによって組織された「空路阻

---

<sup>5</sup> 2003年12月2日のボルトン国務次官による講演。See, *Nuclear Weapons and Rogue States: Challenge and Response*, <<http://www.state.gov/t/us/rm/26786.htm>>.

止指揮所訓練 ( air interception command post exercise(CPX) ) が実施された。また同じ10月にはスペイン主催の第2回海上訓練が西地中海で行われ、次いでフランスがホスト国となって3回目の海上訓練が地中海で実施された。2003年を締めくくる軍事・法律専門家会合が、アメリカ政府の主催で11カ国のほかにノルウエー、デンマーク、カナダが参加してワシントンで開催された<sup>6</sup>。2004年に入ってから1月にアラビア海で第4回目の会場訓練が実施され、日本からは海上自衛隊の関係者がオブザーバーの資格で参加した。現在の拡散懸念は中東とアジア・太平洋地域に集中するだけに、これら一連の合同訓練が地中海と西太平洋で行われた理由が容易に理解できよう。

## (2) PSIの成果

このように、ブッシュ提案から1年も経たないうちに矢継ぎ早の展開を見せたPSIによってどのような成果が得られたのであろうか。2003年6月4日に行われたボルトン軍備管理・国際安全保障担当国務次官の議会証言によると、過去2ヶ月におけるPSIの成果としてアメリカが北朝鮮の核兵器開発向けと思われるアルミニウム管を押収し、またフランスとドイツの共同行動によって北朝鮮の化学兵器計画向けと思われるシアン化ナトリウム輸送が阻止されたとされる<sup>7</sup>。また同年8月3日には、米情報機関の台湾政府への通報で、北朝鮮の貨物船 ( Be Gaehung号 ) が台湾のKaohsiung港で拘留され、158バレルに及ぶロケット燃料用化学剤が押収されたという<sup>8</sup>。

さらに注目すべきは、2003年12月にリビアのカダフィ政権が核兵器開発などWMD開発を破棄する宣言を行ったが、地道なPSI作戦の遂行によってこの決定がもたらされた、とされる<sup>9</sup>。作戦の具体的な内容は明らかにされていないが、1986年以来、テロ支援国家に指定されてきた「ならず者国家」の一角が崩されたことの意義は、冷戦終結後のアメリカの世界戦略が功を奏したのものとして高く評価されよう。むしろ、リビアのWMD開発計画の破棄がPSIのみによって導き出されたものでないことは言うまでもない。ブッシュ政権の先制攻撃論を適用したイラク戦争の衝撃が、独裁者カダフィ大佐にWMD放棄の選択を迫ったことや長年の経済制裁に伴うリビア経済の疲弊に国民の不満が高まったことなど、複合的な要因が重なったこ

---

<sup>6</sup> 以上、*ibid.*

<sup>7</sup> See, *Proliferation Security Initiative*, <<http://www.globalsecurity.org/military/ops/psi.htm>>.

<sup>8</sup> *Ibid.*

<sup>9</sup> Carla A. Robbins and Tom Hamburger, "Arms Seizure Helped Prompt Libya Concession: U.S., Allies Work to Block Illicit Material to 'States of Proliferation Concern'," *The Wall Street Journal*, December 22, 2003.

とも大きな要因であろう。しかし、少なく見積もっても、イラク戦争後のブッシュ政権による間髪を入れぬPSIの提案と「ならず者国家」封じ込めのための多国間協調枠組みの設定が、リビアの妥協を引き出す補強材料になったことは疑いない。

と同時に、破棄を宣言したリビアに査察を実施したIAEA関係者が、ウラン濃縮関連施設に日本製の部品が発見されたことを明らかにし、リビアの核開発計画に関係した闇市場では、日本のほかにもドイツ、アメリカ、オランダ、ベルギー、マレーシア、ロシア、中国、南アフリカなどの企業や個人が関わっていた、とされる<sup>10</sup>。不拡散型国際輸出管理レジームの脆弱性の一端を示したものとして、この事件の教訓をどのように生かしていくかが問われている。

この点をさらに強烈に浮き彫りにしたのが、2004年2月5日に明るみに出たパキスタンの「核開発の父」として内外に知られるアブドル・カーン（Abdul Qadeer Khan）博士らによる核開発関連技術の密輸事件であった。この事件はイラン、リビア、北朝鮮に濃縮ウラン技術を“闇市場”を通じて移転させたというもので、アメリカ政府が推進してきた地道で重層的な不拡散戦略が功を奏したことを印象付けるものはない。と同時に、“闇市場”がいったい何を意味するかは別にして、膨大な量の物資や技術が複合的な経路を通じてグローバルに移転する現在、迂回輸出を含め、国際的な輸出管理レジームの実効性を確保することがいかに困難な試みであるかを示してみせた。この事件を通して浮き彫りにされたマレーシアのアブドラ（Abdullah Ahmad Badawi）首相の息子が経営するScomiグループがリビアに遠心分離機関連物資を輸出した一件も、PSIの成果そのものにほかならない。

マレーシア当局の捜査では、遠心分離機の部品を製造しているScomi精密工学社がドイツのBikar Metalle社のシンガポールにある子会社からアルミニウム薄板と鋼管部品を購入し、2002年にドバイにある湾岸技術工業社（Gulf Technical Industries）向けに14個の半完成品が340万ドルで売却されたとされ、2003年10月に当該物資を載せてリビアに向けて航行中の船舶からPSIによって遠心分離機関連物資が発見されたとされる。この取引を仲介したのがスリランカのビジネスマン（BSA Tahir）であり、リビアへの核関連物資の供給に関与していた人物であったという<sup>11</sup>。民生品として移転したはずの物資が、軍事転用されていた一例であり、マレーシアの輸出管理当局による汎用品輸出審査に手抜きがなかったにせよ、汎用品の転用

---

<sup>10</sup> 『朝日新聞』2004年2月6日（夕刊）8日（朝刊）。

<sup>11</sup> *Financial Times*, February 6 and 7, 2004. また、カーン博士による不法移転の詳細な経緯については、see, Douglas Frantz and Josh Meyer, “For Sale: Nuclear Expertise; Emerging Details of a Pakistani Scientist’s Network Raise Questions about How Far it Spread Technology and Why It Wasn’t Stopped Sooner,” *The Los Angeles Times*, February 22, 2004.

防止の困難さの一端が立証されたと言ってよい。この事件ほど、アジアにおける地域輸出管理レジームの創生が、いかに重要な政策課題であるかを知らしめたものはない。

問題は、この事件がムシャラフ (Pervez Musharraf) パキスタン大統領の言うように、カーン博士個人による犯罪かどうかである。これほど長期間にわたって一個人がWMD関連の機微物資・技術を拡散懸念国に不法に移転できたこと自体、信じがたい出来事である。いくら「核開発の父」としてインドとの対抗上、原爆開発競争で優位を確立するためにカーン博士に相当程度の行動の自由を与えていたとはいえ、一個人が不拡散規範に堂々と違背する行動をとれた背景では、パキスタン政府・軍部の関与、少なくとも黙認がなされていたと解釈する方がむしろ自然であろう。アメリカも対テロ戦争の遂行上、この問題を理由にパキスタンに制裁を加えようとはしない。アメリカが不拡散規範の普遍化を思考するリーダー国を自認するのであれば、カーン博士の直接尋問を含むパキスタンに対する制裁行動があつてしかるべきである。そうでなければ、折角PSI活動によって暴かれた拡散行動の拡がりを抑止する戦略は画餅に帰する恐れなしとしない。

次に特筆すべきPSIの成果は、2003年夏にアメリカ政府からの情報に基づいて、中国政府が北朝鮮による核関連物資の輸入を阻止した事件である。この物資は使用済核燃料棒から兵器級プルトニウムを抽出する際に溶媒として使われるリン酸トリブチル (Tributyl Phosphate : TBP) という液体で、TBPを積載したコンテナを運ぶ列車を中朝国境の丹東で発見し、当該貨物を押収したという。中国はPSIへの参加国ではないが、アメリカとの連係プレーで北朝鮮の核開発にブレーキをかけたという意味で朝鮮半島の非核化に向けた協力姿勢を鮮明にしたと見てよい<sup>12</sup>。中国は不拡散型国際輸出管理レジームのいずれにも正式メンバーとして参加していない。しかし、WMD関連不拡散レジームの規範を遵守する意思は再三示しており、2002年末までに国内輸出管理法制の整備もほぼ終えている。この事件で見せた中国の対応は、北朝鮮向けPSI作戦に中国も深く関与する姿勢として評価されよう。

### (3) アジア・太平洋地域におけるPSI活動と日本

確かに中国はPSI発足当初、既存の緊張状態を刺激するものとしてPSIに批判姿勢を表明し、外務省報道官は「PSIの合法性と有効性について疑問を投げかけており、こうした環境の下では慎重な行動が求められる」としたうえで、拡散を阻止する最善の方法は対話であることを強

---

<sup>12</sup> 『朝日新聞』2004年2月21日(朝刊)。「China Blocked North Nuclear Materials Import,」The Dong-A Ilbo, February 22, 2004.



調して、PSIには一定の距離を置こうとしているかに見える<sup>13</sup>。しかし、このような表明から時間をおかずに先に見た北朝鮮向けTBP移送を国境近くで摘発する行動をとった。このような言葉と行動の乖離は、北朝鮮に対する影響力の確保というパワー・ポリティックス的動機が作用しているにせよ、アメリカ主導の不拡散戦略に中国外交を合わせようとする意図の表明とも受け取れよう。

しかも中国政府は、2004年2月25日から開催された北朝鮮の非核化と拉致問題をめぐる第2回6カ国協議と並行して開かれた日本政府との協議で、WMDが北朝鮮などに拡散するのを防止するため、輸出管理を強化することで合意した。兵器に転用可能な製品の輸出規制を強化する一環として、途上国などを通じた迂回輸出の阻止を中心に、急速な経済成長に伴う輸出の増大によって中国企業の輸出管理体制の強化が緊急の課題となっている<sup>14</sup>。日中貿易の急拡大に伴って日本から中国を迂回する輸出が増えることも予想されることから、WMD関連の汎用品が拡散懸念国や拡散懸念組織に移転することを予防する措置を整備するという意味でも、中国の協調姿勢は高く評価されてよい。

このように、中国によるPSIへの関与が強まりつつあるものの、PSIがスタートして以来、アジア・太平洋地域における主導国がアメリカと、日本、オーストラリアの三国である構図に変化はない。この地域における最大の拡散懸念国である北朝鮮向け（からの）WMD関連物資の移転をいかに阻止するかは、現下の最大の安全保障上の関心事である。これまでに見たように、その目的は着実に実現されつつある。PSIはスタートして1年も経たない現在、カーン博士を中心とするWMD移転の国際的闇市場の実態が暴かれるなど、これだけの成果が重ねられたことは、麻薬取引を含む不法移転の増大を抑止する効果を大いに発揮したと評価しなければならない。

なかでも日本はPSI実践の面で2003年6月から新潟港で北朝鮮の貨客船・万景峰号への立ち入り査察を実施し、また日本海側の舞鶴港や小樽港などの港湾を中心に北朝鮮籍の貨物船に対する立ち入り検査を含め、いわゆるポート・コントロールが格段に強化されるようになったのは、明らかにPSI作戦の一環であった。2003年の北朝鮮向け輸出が対前年比で36%、輸入が32%減少し、合計貿易額がピークであった1980年の4分の1まで激減したとされる。その要因としてまず指摘しなければならないのは、「外国為替および外国貿易に関する法律」の施行規則の改正に

---

<sup>13</sup> Wade Boese, "Interdiction Initiative Starts to Take Shape," *Arms Control Today*, October 2003 <[http://www.armscontrol.org/act/2003\\_10/InterdictionInitiative.asp?print](http://www.armscontrol.org/act/2003_10/InterdictionInitiative.asp?print)>.

<sup>14</sup> 日本政府と中国政府が共同で2004年3月5日に中国企業を対象とした輸出管理セミナーが、北京で開催されるという。以上、『朝日新聞』2004年2月27日。

より2002年4月に導入されたキャッチ・オール規制の実施であり、輸出企業が汎用品の北朝鮮向け輸出に慎重になったことである。また北朝鮮船舶の入港数も2002年の1,415隻から1,007隻に減少、万景峰号への疑惑などを契機に国土交通省の船舶検査の運用が厳格化したことも、減少の背景要因になったものと思われる<sup>15</sup>。2002年4月から実施されたいわゆるキャッチ・オール規制の導入効果と、拉致問題の膠着という二つの要因が重なったにせよ、PSI参加国の一員としてこのような強化姿勢に転じたことも、日本の対北朝鮮貿易の激減に繋がったとみてよい。

いずれにせよ、アメリカのPSI戦略の対象地域が中近東とアジア・太平洋地域に絞られているのはまぎれもない現実であり、なかでも汎用品生産と貿易の中核国である日本の役割が格段に重要であることに疑いを挟む余地はない。2004年に入ってから外務省、経済産業省、国土交通省など関係省庁からなる代表団がASEAN諸国に派遣され、アジア・太平洋地域における不拡散レジームの構築と強化に向けた取り組みを作動させたのは、その重要性を認識しているからにほかならない。PSIはこうした地域不拡散レジームを下支えするサブ・レジームとして、ようやく第一歩を踏みだしたところである。国際法上の正当性論議を含め、暫くは試行錯誤が続くことは十分に予測される。

とくに国際法上の論点として、PSIを含め不拡散レジーム参加国の船舶、航空機などへの臨検行動については合意の拘束性ゆえにさほど問題は生じまいが、レジーム外の国に所属する船舶等への臨検措置(とくに領域外での措置)の合法性については、「灰色領域」に入る争点だけに論議を醸すであろう。2005年に開催予定の核不拡散条約(NPT)運用検討会議で何らかの合意が形成されたり、国連安保理事会決議で合法性が担保されるようなことがあれば、こうした論点もクリアーできる可能性がある。同様に、PSIに対する国内法上の合法性を担保する作業も不可欠となろう。拉致問題の膠着を受けて議員立法による「特定船舶入港禁止法案」が審議に入ろうとしているが、この法案をそのための根拠とするのも一案かもしれない。しかし、この法案に内在する単独制裁の費用対効果や政治的意味づけについても同時に醒めた議論が交わされることも必要であろう。

### 3. コンテナ安全保障構想(CSI)の意味するもの

#### (1) もうひとつの不拡散サブ・レジームの形成 CSIとアメリカの狙い

PSIと密接な関係を有し、いわば連繫システムを構成しながら不拡散型レジームを下支えしているもうひとつのサブ・レジームがコンテナ安全保障構想(Container Security

---

<sup>15</sup> 『朝日新聞』2004年2月17日(夕刊)。

Initiative : CSI) である。このレジームの創生力学を作り出したのも、ブッシュ政権である。出自は、PSIよりもCSIの方が先行した。CSIも海・空・陸の三つの空間を移動する貨物運搬用コンテナの中身を検査することを目的にしているが、専らの関心は港湾に出入りする船舶に搭載されたコンテナ内部の貨物に向けられる。

CSIを実施する主たる官庁は税関であり、米税関・国境保護局 (CBP) がその任にあたる。これが制度として導入されたのは9・11事件後の2002年1月からであり、アメリカに輸入される物資の税関当局による厳格な検査によって、WMD関連物資のアメリカ国内への流入を阻止することを主たる目的としている。CSIは、リスクの高いコンテナを識別し、ターゲットにするために諜報と自動化された情報を用いること、リスクが高いと判断されたコンテナをアメリカに到着する前に出発地において事前スクリーンにかけること、リスクの高いコンテナを迅速に事前スクリーンにかけるための探知技術を用いること、より強固で性能の高い検知器を用いること、の四つの中核的要素から構成される<sup>16</sup>。

こうしてアメリカ単独の措置としてスタートしたCSIは、2003年3月に、アメリカ税関当局とカナダ税関当局との合意に基づき、アメリカ向け貨物 (カナダ向け貨物) に対する事前スクリーン実施のため、アメリカ側査察官をモントリオール、ハリファックス、ヴァンクーバーに駐在させ、カナダ側査察官をニューアークとシアトルに駐在させることが合意された。これによりCSIは、二国間と多国間の協調システムへと歩を進めることとなる。その後、オランダ、フランス、ドイツ、ベルギーとの間でアメリカの査察官を駐在させるための取り極めを締結し、さらにイタリア (2002年11月7日)、スペイン (2003年1月8日)、スエーデン (2003年5月28日)、南アフリカ (2003年12月2日) と相次いで取り極めを結んでいった。後述するように、アジア・太平洋地域の国々とも相互主義に基づく協定を締結し、CSIは二国間ベースを基調にしながらも、実質的に多国間レジームの色彩を帯びていく<sup>17</sup>。それは、当然のことながら、世界税関機構 (WCO) や国際海事機構 (IMO) といった国際組織をも巻き込む。

それでは、アメリカがCSIのグローバルな展開によって目指そうとしている目的とはなにか。それは何よりも9・11事件のような災禍に二度と見舞われないよう、アメリカ向けのWMD関連物資の移転を水際で阻止することにある。9・11事件後にブッシュ政権が打ち出した国土安全

---

<sup>16</sup> "Container Security Initiative Now Operational in Singapore," Washington File, 18 March 2003 <<http://www.iwar.org.uk/news-archive/2003/03-18-3.htm>>.

<sup>17</sup> 以上、see, Edward Logan, "Compliance after "9/11": What is Planned?", The Paper presented in the 15<sup>th</sup> Annual Conference of the Globalization of Export Controls and Sanctions: A Comparative and Critical Analysis of International, US and EU Regulations held in London from 11<sup>th</sup> to 13<sup>th</sup> of November 2002 (Organized by IBC Global Conferences).

保障 (homeland security) の一環に入る政策構想であり、税関は国土安全保障省と緊密に連携して水際作戦を実践する。アメリカの港湾に荷揚げされるコンテナは年間およそ3億個にのぼるといふ。これらのコンテナをアメリカの港湾に限らず、とくに世界の主要10港を世界交易システムの“チョーク・ポイント”とみなし、同時に荷役量トップ20に入る他の重要港湾のすべてでアメリカ税関当局の査察官を駐在させ、現地国の税関当局との協定に基づいてCSI作戦を展開させることを目的とする。

ヨーロッパとの関係でCSI実践の推移をみると、さきにみた欧州連合 (EU) 加盟国との二国間取り極めを前提にしつつも、税関規制に関するEU規則に基づいてアメリカとの協調体制を構築することを基本方針としている。EUは2003年3月18日の欧州理事会で、貨物輸送に関する安全保障管理を徹底させるために、1997年に締結された「税関協力に関する協力協定」の拡大についてEU委員会に交渉権限を付与する決定が下されたが<sup>18</sup>、2002年6月のカナナキスG8サミットと2003年6月のエヴィアンG8サミットにおけるCSI協力に関する合意を受けたものであり、アメリカの指向する多国間協力体制の構築にとって重要な礎石となる決定であった。カナナキスG8サミットでアメリカ政府の提案に基づき「輸送安全保障に関するG8共同行動 (Cooperative G8 Action on Transport Security)」が採択されたことは、CSIに関する国際規範が成立したことを意味しており、その後の二国間取り極めの相次ぐ締結の呼び水になったといつてよい。

また、2002年4月から「テロに対する税関貿易パートナーシップ (Customs Trade Partnership Against Terrorism : C-TPAT)」という名の作戦を開始したが、これはテロリストによる脅威から国際的な供給網を防護することを目的に輸入業者、輸出業者、通関業者、運輸業者、製造業者をリスト化する産業パートナーシップ計画とも呼ばれ、これらの業者に対して国土安全保障省が示す貨物輸送の安全強化のための基準を遵守するよう要請するものである。この計画にも、協定締結国との連携作戦が組み込まれていることは言うまでもない。

## (2) アジア・太平洋地域でのCSIの展開

一方、アジア・太平洋地域に目を転じると、この地域でも二国間ベースでアメリカとの協力取り極めが相次いで締結された。そればかりか、アジア・太平洋経済協力会議 (APEC) の多国間枠組みでもCSIの協同体制が形成されつつある。2002年のAPEC首脳会議でアメリカの主

---

<sup>18</sup> 以上、see, “Container Security,” *European Union Fact-sheet*. Published by the European Union on the occasion of the EU-US Summit, Washington, 25 June 2003. なお、EU加盟8カ国とアメリカとの二国間協定によって、EUとアメリカとのコンテナ輸送の85%がカバーされる、という。

導で反テロリズムに関するAPECの行動計画が採択され、CSIの推進と二国間レベルでの協力取り極めの締結に向けた努力を強化することが謳われたのは、その証左にほかならない<sup>19</sup>。APECでは、APEC参加国の政府・民間の専門家から成る「APEC地域貿易安全保障会議(Secure Trade in the APEC Region : STAR)」が設置され、2004年3月5、6日には第2回会議がチリで開催され、この地域での安全保障貿易管理や国境管理、人の移動など、CSIを含む諸問題について論議が行われた。またSTARイニシアチブと呼ばれるAPECの枠組みのなかでの協調行動として、2005年までにWCOによって作成された「税関における電子報告のための共通標準」を履行することが目標として掲げられている<sup>20</sup>。

このようなAPECでの一連の協調行動を受けて、二国間取り極めが次々と締結されてきた。CSI遂行の責任者であるボナー(Robert C. Bonner)米税関・国境保護局(CBP)コミッショナーの主導で、香港に次ぐ世界最大の中継貿易港を擁するシンガポールが2003年3月にCSI参加国になることを決定し、5人からなるCBP係官が配置されることになった。シンガポール港取り扱いのコンテナの80%は中継貿易物資であり、2002年にはおよそ33万個のコンテナがシンガポール港から米国に入ったという<sup>21</sup>。アジア・太平洋地域において占めるシンガポールの重要性に、アメリカがいかに高い関心を示しているかが分かる。

同じことは、香港についても言える。香港は冷戦時代から共産圏封じ込め網のチョーク・ポイントと位置づけられ、とくに中華人民共和国の成立以来、中国封じ込めのための重要拠点とみなされてきた。1952年の7月28日から8月2日まで開催された日本のココム加盟を審議するための極東5カ国経済会議でアメリカ政府が中国に対する厳格な輸出統制体制を構築することを目的に、アジア・太平洋地域における多国間輸出統制機構として極東COCOM(Far Eastern COCOM)の創設を提案したのに対して香港を領有していたイギリスが猛烈に反対し、結局アメリカが折れる形でCOCOMの下部機構として対中国輸出統制委員会(CHINCOM)が結成された経緯は、香港の占める戦略的重要性を浮き彫りにした<sup>22</sup>。この一事をみても、CSIの多国間協調体制の一角にアジアにおけるハブとしての香港を組み込むことの死活的な意義が理解できよう。

---

<sup>19</sup> 計画の詳細は、see, *Fact Sheet: APEC Leaders' Retreat #1, Counterterrorism, US Accomplishments* <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/10/20021026-6.html>>.

<sup>20</sup> STARについては、see, "Enhancing Security Trade in the APEC Region (STAR)," <[http://www.apecsec.org.sg/apec\\_groups/som\\_special\\_task\\_groups/counter\\_terrorism.htm](http://www.apecsec.org.sg/apec_groups/som_special_task_groups/counter_terrorism.htm)>.

<sup>21</sup> この点、see, "Container Security Initiative Now Operational in Singapore," *op. cit.*

<sup>22</sup> 詳細は、山本武彦「戦後経済冷戦の深化と日本外交 経済「封じ込め」網の形成力学をめぐって」河原 宏編『日本思想の地平と地下水脈』ペリかん社、1998年、533 - 558頁参照。

1997年に中国に返還されて以降、とくに北朝鮮への(からの)重要物資移転の中継地として、アメリカはイギリスの統治下にあった当時よりもはるかに中国の目を意識せざるをえなくなった。その点で、2002年9月23日にアメリカと香港がCSIに関連して税関当局間の協力に関する原則宣言に調印したことは、アメリカにとって大きな得点になったといってもよい<sup>23</sup>。事実、2003年8月1日にボナー・コミッショナーが香港を訪問した際の香港税関当局の発表は、香港でのCSIの履行が成功裏に進められていることを示唆しており、アメリカにとって満足のいく展開を示している<sup>24</sup>。

香港のCSI参加との関連でやはり注目しなければならないのは、中国の正式参加をみたことである。米中二国間では2002年10月25日に江沢民主席が訪米した際のテキサス州クロフォードでの首脳会談で、中国のCSI参加が原則合意されていたが、2003年7月29日に北京で原則宣言に両国政府が調印したことで中国のCSIへの正式参加が決定をみたのである。両国間の合意によると上海港と深 港の二つの主要港にアメリカのCBP係官が駐在し、二つの港からアメリカに向けて出港予定のコンテナに対する事前スクリーンが実施されることになる。トム・リッジ (Tom Ridge) 国土安全保障省長官が中国の参加を手放して賞賛した一事は、アジア・太平洋地域におけるCSI作戦を効果的に推進していく上で、中国がいかに重要な位置を占めているかを示している<sup>25</sup>。先に述べたAPECでの合意を二国間ベースで進めようとするこの宣言調印は、反テロリズムの共通目標を実現しようとする中国政府の意思を表すものであり、国内の少数民族によるテロ活動を押さえ込むことを重要な課題としている中国政府の意向を反映したものと見る事ができよう。

ところで、日本のCSIに対する関与の過程はどのような展開をみせたのであろうか。まずCBPと財務省との間で非公開取り極め (a sealed agreement) が交わされたのは、2002年9月26日のことである。なぜ、非公開となったのかは明らかでない。具体的に日本でCSIが実施されるようになったのは2003年3月24日であり、イラク戦争開戦直後のことであった。CBPの係官が駐在するのは横浜港であり、4名の係官が派遣される。他国との二国間取り極めの場合と同様

---

<sup>23</sup> この宣言に対する香港政府の評価については、see, "Hong Kong Works to Implement US Container Security Initiative," *Press Release, September 23, 2002* <<http://www.gov.hk/gia/general/brandhk/0923001.htm>>.

<sup>24</sup> See, "US Container Security Initiative Working Well in Hong Kong," *Press Release, August 1, 2003* <<http://www.info.gov.hk/gia/general/brandhk/0801003.htm>>.

<sup>25</sup> 以上、see, "China Formally Joins Container Security Initiative," *FriedlNet*, August 3, 2003 <<http://www.friedl.net.com/news/03080303/2/>>, "China, US Strengthen Anti-terrorism Cooperation in Container Security," *People's Daily*, July 30, 2003 <[http://www.peopledaily.com.cn/200307/30/eng20030730\\_121201.shtml](http://www.peopledaily.com.cn/200307/30/eng20030730_121201.shtml)>.

に相互主義の原則が適用され、日本からは2003年4月7日以降、日本向けの海上コンテナを対象に事前スクリーンを実施するためにロサンゼルス・ロングビーチ港に税関係官が駐在することとなった。今後、横浜のほか東京港、名古屋港、神戸港もCSI港になる予定とされる。この試みは試験的履行措置と呼ばれ、およそ6ヶ月間実施された後にCSIの完全実施に踏み切るかどうか決定される。同時にこれらの主要港のほかにCSIを拡大するかどうか、両国間の協議で決定される。これらの港は先に見た世界のトップ20に入る港であり、アメリカに到着する全海上コンテナのうち約80%が日本の四つの港から送られるという<sup>26</sup>。この数字を一瞥するだけで、CSI作戦に占める日本の重要性が理解できよう。

また、2003年1月20日にはマレーシアの税関当局との間でCSI参加に関する原則宣言に調印し、ここでもアメリカはアジア・太平洋地域におけるCSI作戦の拠点を築くことに成功した。アメリカは世界貿易の三分の二を扱う重要20港に対するCSI作戦を第一段階と位置付けるのに対して、マレーシアのクラン港やスエーデンのヨーテボリ港、ドバイ港などの戦略的ハブをCSI作戦に組み込むのを第二段階のターゲットにしており、マレーシアとの取り極め締結は、スエーデンなどのCSI参加とあわせ、第二段階措置が着々と成果をあげていることを物語っている<sup>27</sup>。2003年6月25日にスリランカとアメリカとの間でCSI履行に関する原則宣言が調印され、コロンボ港でCSI作戦が実施されることになったのも、この流れに入る動きであった<sup>28</sup>。

#### 4. 深まる二つのサブ・レジームの連繋構造 結びに代えて

以上、概観してきたように9・11同時多発テロ事件以後、アメリカのイニシアチブにより短時日の間にPSIとCSI活動が国際的な協調枠組みを形成しながら実行されてきた。これら二つの構想は、核不拡散（NPT）レジームや化学兵器・生物兵器禁止レジーム、ミサイル規制レジーム（MTCR）<sup>29</sup>といったWMD不拡散に関わる軍備管理レジーム（「表」のレジーム）とそれとセットになった原子力供給国グループ（NSG）・ザンガー委員会レジーム、オーストラリア・

---

<sup>26</sup> U.S. Customs and Border Protection, "Japan Implements the Container Security Initiative and Begins to Target and Pre-screen Cargo Destined for U.S.," March 20, 2003 <[http://www.cbp.gov/xp/cgov/newsroom/press\\_releases/032003/03202003](http://www.cbp.gov/xp/cgov/newsroom/press_releases/032003/03202003)>, "Starting of the Pilot Implementation of the Container Security Initiative," <<http://www.mof.go.jp/english/tariff/cu030319.htm>>.

<sup>27</sup> see, "U.S. and Malaysia Continue Shipping Security Cooperation," U.S. Embassy Press Releases, June 13, 2003 <[http://usembassymalaysia.org.my/p061303\\_csi.html](http://usembassymalaysia.org.my/p061303_csi.html)>.

<sup>28</sup> See, "Sri Lanka Joins U.S. Container Security Initiative," Embassy of Sri Lanka, Washington D.C. <[http://www.slembassyusa.org/press\\_releases/summer\\_2003/SrL\\_joins\\_US\\_Container\\_s...](http://www.slembassyusa.org/press_releases/summer_2003/SrL_joins_US_Container_s...)>.

<sup>29</sup> MTCRは、ミサイル拡散防止のための「表」の軍備管理レジーム、ならびに輸出管理のための「裏」のレジームという双方の側面を有している。

グループ(AG)レジーム、それに高度通常兵器関連のワッセナー協約レジームといった輸出管理レジーム(「裏」のレジーム)を下から支えるサブ・レジームとして生成・発展してきたのである。

しかも、一見異なったサブ・システムであるかのようにみえるPSIとCSIは、不拡散戦略と反テロリズム戦略の合成力学によって連結されてきた。9・11事件がアメリカのみならず、国際社会に与えた衝撃がいかに大きなものであったかを物語る。とりわけ、PSIとCSIをリンケージさせようとするブッシュ政権の決意には、並々ならぬものがある。2004年2月11日にブッシュ大統領は国防大学で演説を行い、非核保有国による原子力発電用の核燃料生産の規制やIAEAの機能強化と並んでPSI活動を拡大・強化することを提案したが、演説のなかでは直接言及されなかったとはいえ、国土安全保障体制の構築を進める動きが加速している現実には、CSI活動の拡大・強化が国内的にも国際的にも促進されることを示している<sup>30</sup>。

このような不拡散戦略と反テロ戦略の共時的な追求は、9・11事件以前の輸出管理中心主義から大きく歩を踏み出そうとする積極的意思の表れにほかならず、輸出管理に加えて輸入管理を指向することをも意味している。CSI活動の追求はその典型とあってよい。したがって、当然のことながらPSIとCSIの連繫構造はそれぞれ拡大・強化されるのに伴って深まっていくことになる。これまで、ともすれば輸出管理に関心が集中し、輸入管理にまで十分な目が行き届かなかった。ブッシュ政権によるCSIの展開は安全保障貿易管理のなかの水際での輸入管理の大切さを認識させてくれた点で、貿易管理の二面性に光を当てたとみることができよう。日本もWMDによる攻撃の脅威からまったく無縁ではないだけに、今後の輸入管理について早急な危機管理体制の構築が望まれる。

その意味でも、2003年6月以降実施されるようになったポート・コントロールは、日本独自の試みとして輸入管理にまで機能を拡充していく必要がある。それはG8サミットでの合意に即した試みであり、アメリカが資金面で推進している反テロリズムのためのオアシス作戦(Operation OASIS)ともリンクしてくる活動である。輸出管理、輸入管理、資金移動管理の三層管理をまず国内で徹底させること、そして第二にわが国が蓄積した国内管理のノウハウをアジア・太平洋地域の国々と共有するために官民の努力を集中させていくことが今ほど望まれているときはない。

---

<sup>30</sup> 演説の全文は、see, “President Announces New Measures to Counter the Threat of WMD,” The White House Fact Sheet, February 11, 2004 <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/02/print/20040211-4.html>>.



< 資料 >

### 拡散安全保障構想（PSI） 阻止原則宣言

1. PSIは大量破壊兵器ならびにその運搬手段及び関連物資（以下、大量破壊兵器等）の世界的な拡散によって増大しつつある挑戦への対応である。
2. 大量破壊兵器等の拡散防止のための既存の条約及び制度を含む国際社会による努力をその基礎としている。
3. PSIは国連加盟国による拡散防止の必要性を強調した1992年1月の国連安保理事会議長声明と合致しており、かつその実施における一つのステップである。
4. PSIは大量破壊兵器等の拡散防止のためにより一貫し、かつ調整された努力が必要である旨表明した最近のG8およびEUのステートメントとも合致している。
5. PSIは不拡散に利害を有し、海・空・陸において大量破壊兵器等の流れを断ち切るための措置をとる能力及び意思を有するすべての国家が、何らかの形で関与することを求める。
6. PSIは、その船舶、国旗、港湾、領海、領空及び領土が拡散懸念国等によって不拡散目的のために使用される可能性のあるいかなる国の協力も求めている。
7. 既存の不拡散規範の外に留まり、かつ抜け穴を利用し、そうした取引によって利益を得ようとする拡散者による攻撃性を増す努力は、国際社会による新たな、かつより強力な行動を必要としている。

### 拡散安全保障イニシアティブ（PSI）のための阻止原則

PSI参加国は、国内法並びに国連安保理を含む関連する国際法および国際的な枠組みに従い、大量破壊兵器等の拡散懸念国等への、及び拡散懸念国等からの輸送を阻止するためのより調整され効果的な基礎を構築するために、以下の阻止原則にコミットする。PSI参加国は、国際の平和と安全に対するかかる脅威に懸念を有するすべての国が、同様に阻止原則にコミットするよう呼びかける。

1. 単独または他国と協調して拡散懸念国等への、及び拡散懸念国等からの大量破壊兵器等の移転及び輸送を阻止するために、効果的な措置をとる。拡散懸念国等とは、一般的に、（A）化学、生物、および核兵器ならびにそれらの運搬手段の開発または獲得への努力、または（B）大量破壊兵器等の移転（売却、受領および促進）を通じ、拡散に従事しているとしてPSI参加国が阻止対象とすべきことを確定する国家または非国家主体を指す。
2. 本イニシアティブの一環として、他国より提供される機密情報の秘密を保全しつつ、疑惑のある拡散活動に関連する情報の迅速な交換のために合理化された手続きをとる、阻止オペレーション及び阻止能力のために適切な資源及び努力を投入する、阻止努力における参加国間の調整を最大化する。

3. これらの目的を達成するため、必要に応じて関連する国内法を見直すとともに、その強化に努力する。また、これらのコミットメントを支持するため、必要な場合には、適切な方法によって関連する国際法及び国際的枠組みを強化するために努力する。
4. 各国の国内法権限が許容する限りにおいて、国際法及び国際的な枠組みの下での義務に合致して、大量破壊兵器等の貨物に関する阻止努力を支援するために、以下を含む具体的な行動をとる。
  - a 拡散懸念国等への、または拡散懸念国等からのかかる貨物の輸送および輸送協力は行わない。また自国の管轄権に服する何人にもこれを許可しない。
  - b 自国の発意または他国の要請もしくは理由の提示に基づき、自国籍船舶が拡散懸念国等との間で大量破壊兵器等を輸送していると疑うに足る合理的な理由がある場合には、内水、領海および他国の領海を越えた海域において乗船し立ち入り検査をするための措置をとり、確認された関連物資を押収する。
  - c 適切な状況の下で、他国による自国籍船舶への乗船、立ち入り検査及び、当該国に確認される場合には、当該船舶における関連物資の押収につき同意を与えるよう真剣に考慮する。
  - d 以下のために適切な行動をとる。(1) 拡散懸念国等へ、あるいは拡散懸念国等から大量破壊兵器等の貨物を運搬していると合理的に疑われる場合、内水、領海、接続水域(宣言されている場合)において停戦および立ち入り検査し、発見された関連貨物を押収する、(2) 大量破壊兵器等の貨物を運搬していると合理的に疑われ、その港、内水及び領海に入ろうとし、あるいは出ようとする船舶に対し、乗船、立ち入り検査を求め、関連物資の押収を行う等の条件を付ける。
  - e 自国の発意または他国の要請もしくは証拠提示に基づき、(1) 拡散懸念国等へ、または拡散懸念国から大量破壊兵器等の貨物を運搬していると疑うに足る合理的な理由があり、自国領空を通航している航空機に対し、検査のため着陸を求め、確認される場合にはかかる貨物を押収する、または(2) かかる貨物を運搬していると疑うに足る合理的な理由がある航空機に対して、事前に自国領空の通航権を拒否する。
  - f 港湾、空港その他の施設が拡散懸念国等への、または拡散懸念国等からの大量破壊兵器等の貨物運搬の中継地点として使用される場合には、かかる貨物を運搬していると疑うに足る合理的な理由がある船舶、航空機その他の輸送手段を検査し、確信される場合には当該物資を押収する。

(外務省仮抄訳、<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku\\_j/psi/sengen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/sengen.html)>. 原文は、see, Proliferation Security Initiative: Statement of Interdiction Principles, <<http://www.state.gov/t/np/ris/fs/23764.htm>>.